



Press Release

厚 生 労 働 省 東京労働局発表 平成27年10月21日

東京労働局職業安定部職業対策課

担 課 長 小林 博志

課長補佐 古宮 善彦

当 電 話 03-3512-1663

FAX 03-3512-1566

平成 27 年「高年齢者の雇用状況」集計結果を取りまとめました ~「高年齢者雇用確保措置」実施済企業は 99.4%~

東京労働局(局長 渡延 忠)では、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などをまとめました、平成27年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果を公表します。

高年齢者が年齢にかかわりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(以下「高年齢者雇用安定法」といいます。)では 65 歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

Point 1

高年齢者雇用確保措置の実施済み企業は99.4%に進展

高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は99.4%(25,862社)となり、 平成26年の98.9%から0.5ポイントの増加となった。【表1-1】

- ◆ 中小企業は99.3% (21,001社)(対前年差0.5ポイント増加)
- ◆ 大企業は99.9%(4.861社)(同 0.3ポイント増加)

Point 2

希望者全員が65歳以上まで働ける企業は66.9%に増加

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は66.9%(17,394社)となり、

平成26年の65.2%から1.7ポイントの増加となった。【表2-1】

- ◆ 中小企業は70.5% (14,912社) (同1.8ポイント増加)
- ◆ 大企業は51.0%(2.482社)(同1.0ポイント増加)

なお、70歳以上まで働ける企業の割合は15.2%(3.951社)となっている。【表3】

Point 3

経過措置適用企業が103社(1.8ポイント)減少

「継続雇用制度の導入」による雇用確保措置を講じている企業のうち、希望者全員65歳以上の継続雇用制度を導入している企業は、平成26年より774社増加の12,955社(1.8ポイント増加)、経過措置適用企業は103社減少の8,468社(1.8ポイント減少)となった。【表1-3】

東京労働局、ハローワークでは、全ての企業で高年齢者雇用確保措置が実施されるよう未実施企業に対する個別の指導援助を強力に推進するとともに、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の拡大のための啓発指導に取り組みます。

また、定年退職や継続雇用終了後も再就職を希望する方に対し、ハローワークでの担当者制等によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するとともに、高年齢者の雇入れに対する助成金などの施策を効果的に活用し、早期再就職を支援してまいります。

今回の集計結果は、高年齢者の雇用状況を報告した東京都内の従業員 31 人以上の企業約 2万6千社の状況をまとめたものです。

なお、この集計では、常時雇用する労働者が 31 人~300 人規模を「中小企業」、301 人以上を「大企業」としています。

集計の詳細は、次ページ以下をご参照ください。

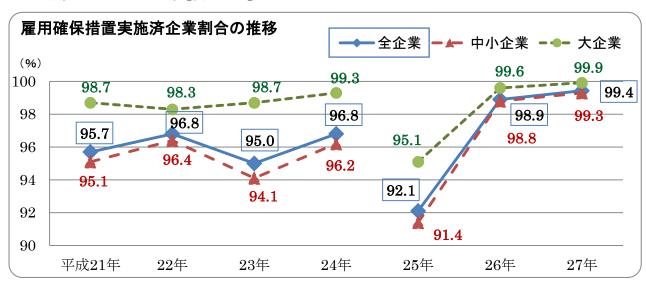
く集計対象>

常時雇用する労働者が 31 人以上の企業 26,010 社中小企業 (31~300 人規模): 21,145 社 大企業 (301 人以上規模): 4,865 社

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は99.4%(25,862社)(対前年差0.5ポイント増加)、雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.6%(148社)(同0.5ポイント減少)となっている。【表1-1】



※ 平成 25 年 4 月に制度改正 (継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、平成 24 年と 25 年の数値は単純比較できない。

(2) 企業規模別の状況

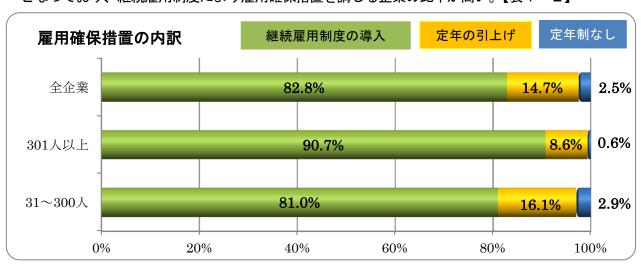
雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では 99.9% (4,861 社) (同 0.3 ポイント増加)、中小企業では 99.3% (21,001 社) (同 0.5 ポイント増加) となっている。

(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ①「定年制なし」により雇用確保措置を講じている企業は2.5%(643社)(同12社減少)、
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は14.7%(3.796社)(同83社増加)、
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は82.8% (21,423 社) (同 671 社増加)

となっており、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。【表1-2】



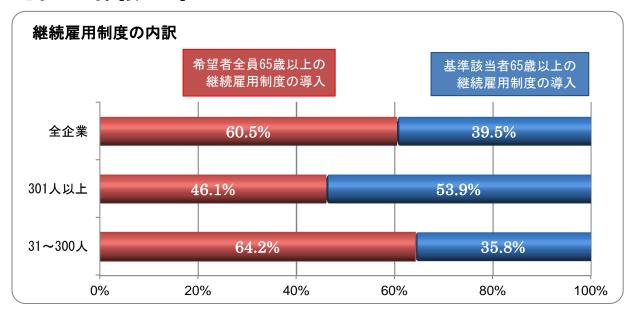
(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(21.423社)のうち、

- ①希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 60.5% (12,955 社) (同 1.8 ポイント増加)、
- ②高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置^(注)に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は39.5%(8,468社)

(同 1.8 ポイント減少)

となっている。【表1-3】



(注)経過措置とは

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律附則第3項の規定に基づき、既に労使協定により継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めている事業主は、男性の年金(報酬比例部分)支給開始年齢が段階的に引き上げられることに合わせ、当該基準の対象者の年齢を平成37年3月31日まで段階的に引き上げながら、当該基準を定めてこれを用いることができるもの。

なお、平成28年4月1日から62歳に引き上がります。

(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業 (21,423 社) の継続雇用先について、自社のみである企業は 90.1% (19,301 社) 、自社以外の継続雇用先 (親会社・子会社、関連会社等) のある企業は 9.9% (2,122 社) となっている。【表 1 - 4】

2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

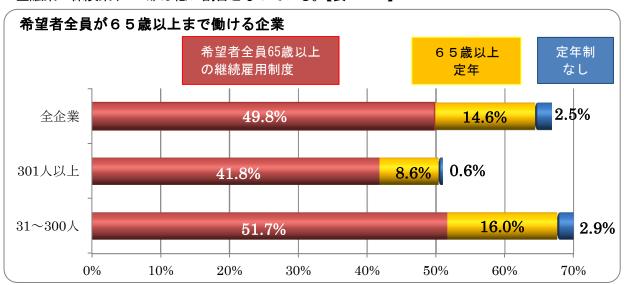
希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業は 17,394 社 (対前年差 845 社増加)、割合は 66.9% (同 1.7 ポイント増加) となっている。【表 2 - 1】

企業規模別に見ると、

- (1)中小企業では14,912社(同738社増加)、70.5%(同1.8ポイント増加)
- ②大企業では 2,482 社 (同 107 社増加)、51.0% (同 1.0 ポイント増加)、

と増加している。

産業別に見ると、医療・福祉(77.2%)、教育・学習支援業(76.7%)、宿泊業・飲食サービス業(76.2%) の順で高い割合となっている一方、鉱業・採石業・砂利採取業(38.5%)、電気・ガス・熱供給・水道業(50.9%)、金融業・保険業(51.3%)は低い割合となっている。【表2-2】



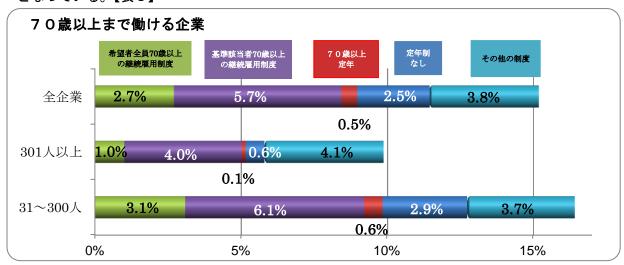
(2) 70歳以上まで働ける企業の状況

70 歳以上まで働ける企業は、3,951 社 (同 132 社増加)、割合は 15.2% (同 0.2 ポイント増加) となっている。

企業規模別に見ると、

- ①中小企業では3,471 社(同101社増加)、16.4%(同0.1ポイント増加)、
- ②大企業では480社(同31社増加)、9.9%(同0.5ポイント増加)、

となっている。【表3】



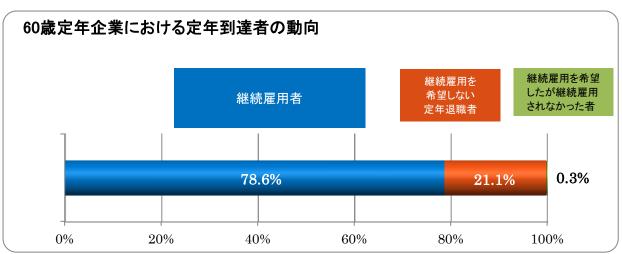
3 定年到達者等の動向について

(1) 定年到達者の動向

過去1年間(平成26年6月1日から平成27年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者(101.838人)のうち、

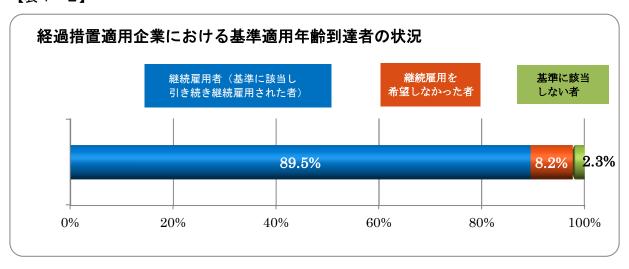
- ①継続雇用された者は80,046人(78.6%)(うち子会社・関連会社等での継続雇用者は7,397人)
- ②継続雇用を希望しない定年退職者は21,533人(21.1%)
- ③継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は259人(0.3%)

となっている。【表4-1】



(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成 26 年 6 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(61 歳)に到達した者(26, 380 人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は 23, 598 人(89. 5%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は <math>20, 200 人(200 、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は 200 人(200 への)となっている。【表 200 への)



4 高年齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31 人以上規模企業における常用労働者数(約1,014万人)のうち、60歳以上の常用労働者数は85万5千人で8.4%を占めている。

年齢階級別に見ると、60~64歳が57万4千人、65~69歳が22万人、70歳以上が6万人となっている。

(2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51 人以上規模企業における 60 歳以上の常用労働者数は約 82 万 7 千人であり、雇用確保措置の義務化前 (平成 17 年)と比較すると、約 52 万 5 千人増加している。

31 人以上規模企業における 60 歳以上の常用労働者数は約 85 万 5 千人であり、31 人以上規模企業の集計を開始した平成 21 年と比較すると、約 24 万 1 千人増加している。【表 5 】



5 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

引き続き、雇用確保措置未実施企業に対しては、計画的かつ重点的な個別指導を強力に実施するとともに、賃金・退職金制度や人事制度などの見直しが必要な企業には、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携し、企業診断システムサービスによる高年齢者の活用に向けた企業の課題・問題点の把握、高年齢者雇用アドバイザーによる具体的な対応策の提案など、企業個別に支援し、早期に雇用確保措置が講じられるよう取り組む。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた取組

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、「生涯現役社会」の実現に向け、希望者全員 65 歳までの雇用確保を基盤としつつ、高年齢者雇用安定法の義務を超え、年齢にかかわりなく働き続ける ことが可能な企業の普及・啓発等に取り組む。